

白岡市地域クラブ活動推進事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「白岡市地域クラブ活動推進事業業務委託」の契約優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

- (1) 名 称：白岡市地域クラブ活動推進事業業務委託
- (2) 業務内容：白岡市地域クラブ活動推進事業業務委託
仕様書（以下、「仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間：契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託上限額：22,872,000 円（令和 8 年度 7,624,000 円）
(令和 9 年度 7,624,000 円)
(令和 10 年度 7,624,000 円)

※受益者負担の収入見込み額は含まれておりません。

※消費税及び地方消費税を含む。

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

ただし、白岡市の競争入札参加資格者名簿に未登録の場合でも、過去 3 か年において、本業務委託と同様の業務を受注した実績ある場合は、本プロポーザルに限り参加を認める。

なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 白岡市の競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の各項に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生手続き開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 白岡市暴力団排除条例（平成 25 年白岡市条例第 2 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。

4 事業者選定スケジュール

事業者選定スケジュールは以下のとおりとする。ただし、市の都合により日程は変更となることがある。

また、担当課窓口での書類の交付や受付等については、土日及び祝日を除く午前9時から午後4時30分までとする。

(1) スケジュール表

項目	期日又は期限
案件公表	令和7年12月10日(水)
質問書の提出期限	令和7年12月25日(木)午後5時必着
質問に対する回答	令和8年1月7日(水)
参加資格確認申請	令和8年1月9日(金)午後5時必着
参加資格確認結果通知 郵送(電子メールにて写しを送付)	令和8年1月15日(木)
企画提案書類の提出	令和8年1月21日(水)午後5時必着
プレゼンテーション及びヒヤリング の実施	令和8年1月28日(水)
選定結果の通知・公表	令和8年2月4日(水)
契約予定時期	令和8年2月中旬

(2) 配布資料

- ① 参加表明書 【様式1】
- ② 会社概要表 【様式2】
- ③ 業務実績表 【様式3】
- ④ 企画提案提出書 【様式4】
- ⑤ 業務執行体制表 【様式5】
- ⑥ 質問書 【様式6】
- ⑦ 参加辞退届 【様式7】 参加表明書提出後に辞退する者のみ

様式配布場所：白岡市教育委員会教育部教育指導課(白岡市役所大山庁舎)

白岡市公式ホームページ

5 プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式6】を提出すること。なお、口頭による質問は不可とする。

- ① 提出期限 令和7年12月25日(木)午後5時必着
- ② 提出方法 原則として電子メールにより担当課へ送信すること。また、電子メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当課へ午後5時までに電話連絡すること。

(担当課等 12 に記載)

- ③ 回答方法 市公式ホームページにおいて、事業者名等を除き質問及び回答を令和 8 年 1 月 7 日（水）に公表する。

市公式ホームページへの掲載以外での質問に対する回答は行わない。

6 参加資格確認申請について

(1) 参加表明書提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限 令和 8 年 1 月 9 日（金）午後 5 時必着

② 提出書類 別紙 1「参加表明書類について」参照

③ 提出方法 担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合には提出期限日の必着とする。

(2) 参加資格確認結果通知の交付について

提出された参加表明書の審査を行い、参加資格を認めた者を企画提案資格者とし、プロポーザル参加資格決定通知書を交付する。

なお、参加資格を有しないと判断した者に対しては、その旨の理由を付して通知する。

① 交付日 令和 8 年 1 月 15 日（木）

② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

7 企画提案書類の提出について

企画提案資格者は、①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限 令和 8 年 1 月 21 日（水）午後 5 時必着

② 提出書類 別紙 2「企画提案書類について」参照。

③ 提出方法 担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合には提出期限日の必着とする。

8 契約優先交渉権者の選定

企画提案書類の評価は、白岡市立地域部活動推進事業委託業者選定委員名簿（以下「選定委員」とする。）のものが行う。

(1) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

① プレゼンテーション及びヒヤリングは、令和 8 年 1 月 28 日（水）に実施する。

- ② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

　　プレゼンテーション 20 分以内

　　質疑応答 10 分以内

　　合計 30 分以内

- ③ 説明者については、本業務を担当する現場責任者又は技術管理者とし、プレゼンテーション及びヒヤリングへの参加者は説明者を含む3名以内とする。

- ④ 説明内容については、提出した企画提案書類をもとに行うこととし新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

- ⑤ プレゼンテーションの際にプロジェクター及びスクリーンの使用を希望する際は、企画提案書類の提出時に申し出ること。また、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

- ⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

- ⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

(2) 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。

- ② 本プロポーザルの評価は、選定委員が行う。

- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点について」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。

なお、同点のものがあった場合は、選定委員で協議の上、最優秀提案者を決定する。

- ④ 選定委員一人につき200点を配点する。また、最低基準点は120点×選定委員数とする。

- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。

- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。

⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

9 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (3) 選定委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- (4) 本実施要領「2 委託業務概要」の「(4)委託上限額」を超える金額で参考見積書が提案された場合
- (5) 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- (6) 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (7) その他、本実施要領に違反した場合

10 契約の締結

- (1) 優先交渉権について

- ① プrezentation及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられ、該当者を契約優先交渉権者とする。
 - ② 契約優先交渉権者が提出した企画提案書類の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
 - ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を契約優先交渉権者とする。

- (2) 契約手続きについて

白岡市契約規則（平成 28 年規則第 22 号）に定める随意契約の手続きにより、契約予定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

- (3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の 10 分の 1 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、白岡市契約規則（平成 28 年規則第 22 号）第 28 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

11 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会及び教育委員会への報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果（参加業者名及びその総合評価点数）は、原則公開するものとする。なお、提出された企画提案書等については、白岡市情報公開条例及びその他関連する条例並びに規則等に基づき、取り扱う。
- (5) 1事業者あたりの企画提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、参加辞退届【様式7】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

12 問合せ及び担当者窓口

白岡市教育委員会教育部教育指導課（担当：佐井）

所 在：〒349-0202 埼玉県白岡市荒井新田 339 番地

電 話 番 号：0480-31-8842（直通）

メールアドレス：kyouikushidou@city.shiraoka.lg.jp

(要領 6 (1)②関係)

別紙 1 参加表明書類について

次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

1 共通事項

参加表明書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、文字の大きさは、12ポイントを標準とする。

2 次の書類一式を左2か所ホッチキス留めとし、1部提出するものとする。

【提出書類一覧表】

No.	提出書類	備考
1	参加表明書【様式1】	
2	会社等概要表【様式2】	記載は1項以内とする。 任意様式で組織図を添付すること。
3	業務実績表【様式3】	任意の頁数とする。業務実績を証する書類 (契約書等)の写しを添付すること。
4	登記事項証明書 履歴事項証明書(原本)	3か月以内に発行されたものを提出

(要領 7 ②関係)

別紙 2 企画提案書類について

次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

1 共通事項

- (1) 企画提案書類の用紙の大きさはA4版を基本とするが、図表等について必要な場合はA3版の折り込みも可とする。文字の大きさは、12ポイントを標準とする。また、項数は制限しないが、冗長なものとならないようすること。
- (2) 企画提案書類を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。

2 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企画提案書類一式：1部（両面印刷A4フラットファイル綴じ）
- (2) (1)の電子データ：1式（PDFで作成しCDもしくはUSBで提出）

3 次の書類を一式とする。なお、参加表明書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

また、以下で示した書類を番号順で綴り、目次及びページ番号を付すること。

【提出書類一覧表】

No.	提出書類	備考
1	企画提案提出書 【様式4】	
2	会社等概要表 【様式2】	記載は1頁以内とする。 任意様式で組織図を添付すること。
3	業務実績表 【様式3】	任意の頁数とする。なお、業務実績を証する書類(契約書等)の写しはここでは添付しない。
4	業務執行体制表 【様式5】	
5	企画提案書 【任意様式】	企画提案書には、仕様書及び別紙3「評価項目及び配点について」に掲げる評価基準を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて具体的に記載すること。
6	参考見積書 【任意様式】	本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし積算の根拠等の内訳書も合わせて提出すること。

4 企画提案にあたって

下記内容及び仕様書を参考し十分に考慮した上で、企画提案すること。

- (1) 提案者の計画策定に取り組む考え方や姿勢を示した上で、仕様書に記載した業務の進め方、計画策定に関する令和 8～10 年度のスケジュール、具体的な支援内容を提案すること。
- (2) 計画の策定にあたり、児童生徒や保護者、学校関係者、地域住民など多数・多岐に渡る理解を得る必要がある。提案者の経験やノウハウ、他市の先進事例などを最大限活用し魅力あるプランの提案を期待している。
- (3) 計画実施に関わる総事業費の縮減方法、並びに期間短縮のための手法について、過去の実績や他の自治体における例などを用いて市に有効と考えられるものを提案すること。
- (4) 仕様書に掲げる事項以外について、地域クラブ活動の推進に資する上で有効な提案があれば記載すること。
- (5) 企画提案の選考においては、提案者から提出された企画提案書類の内容とプレゼンテーション、価格等に対して審査する。このため、提案内容を審査しやすいように、手法など企画内容については具体的に分かりやすく記述すること。また、市と提案者の役割分担を明確にした上で企画提案すること。
- (6) 市の要求する事業内容をどのように実現するのかを分かりやすく記したスケジュールや、事業内容を実現するにあたっての具体的な手法等の記載が漏れていた場合、評価が大幅に低くなることがあるので、余すことなく記載すること。
- (7) 提案内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。企画提案書類に記載した内容は、参考見積書価格の中で実現を約束したものとみなす。
また、企画提案書類の内容において、2通り以上に解釈できるものについては、市の解釈によるものとする。
- (8) 提出された企画提案書類の変更、再提出は認めない。ただし、提出書類の脱漏又は印字の不明瞭等があり、かつ、市が認めたときはこの限りではない。
- (9) 業務内容等については、プロポーザルの内容にかかわらず、市と協議の上、変更できるものとする。
- (10) 企画提案書類の作成、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (11) 提出された企画提案書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象である材料、履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案者が負うものとする。

(要領 8 (2)③関係)

別紙3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目等について

(単位:点)

評価項目		評価の着眼点	配点
1	事業者の実績	過去に同種業務又は、類似業務の実績があるか。	10
2	業務執行体制	十分な経験、有効な資格を有する人員体制か。審議会への支援体制は適正か。	20
3	企画提案内容 (事業計画書)	地域展開の目的	10
		地域展開にかかる課題の整理	10
		地域（スポーツ団体等）との連携	40
		指導者人材の確保	30
		指導者の管理体制及び研修	30
		安定した資金源の確保	30
		学校との連携	10
		保護者への対応	10
		独自提案	20
4	プレゼンテーション	説明は簡潔で分かりやすいか。 質問に対する応答が迅速かつ的確か。	10
5	経済性	配点×（最低見積額／自社の見積額） ※参考見積書の金額を基に計算 ※小数点以下切り捨てた数値とする。	10
合計			240

○評価基準

・各委員は、AからDで各項目の評価を行い、それぞれの係数を配点に乘じ採点を行う。

評価A 本市に有益で非常に優れている 係数 1.0

評価B 本市に有益で優れている 係数 0.8

評価C 本市の要求仕様を満たしている 係数 0.6

評価D 本市の要求仕様を満たしていない 係数 0.0

※ 「5 経済性」については、「評価の着眼点」に記した計算式で採点を行う。